

国立大学法人埼玉大学研究費不正使用防止推進室要項

〔平成19年10月25日〕
制 定

改正 20. 3. 1
20. 8. 7

（趣旨）

第1 国立大学法人埼玉大学における研究費の不正使用の防止等に関する規則第9条第2項に基づき、研究費不正使用防止推進室（以下「推進室」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2 推進室は、本学における研究費の不正使用の防止を推進することを目的とする。

（業務）

第3 推進室は、本学における次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費不正使用防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 研究費不正使用防止計画の推進に関すること。
- (3) 研究費不正使用防止計画の検証等進捗管理に関すること。
- (4) 研究費不正使用防止計画の改善策に関すること。
- (5) その他研究費不正使用防止に関すること。

（組織）

第4 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当）
- (2) 研究協力課長
- (3) 図書情報課長
- (4) 財務課長
- (5) 経理課長
- (6) 理工学研究科支援室事務長
- (7) 監査室長
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 推進室に室長を置き、前項第1号の理事をもって充てる。

（事務）

第5 推進室の事務は、監査室において処理する。

（雑則）

第6 この要項に定めるもののほか必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年10月25日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1）

この要項は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7）

この要項は、平成20年 9 月 1 日から施行する。